

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年6月定例会

議案の 件名	議案第39号 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	--	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。また、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市も同様に改正される。</p>												
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>所得税法等の一部を改正する等の法律による所得税法の一部改正が、平成30年1月1日から施行されたことに伴い、所得税法の規定を引用している条項について、所要の改正を行うもの。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>規定整備のための改正で、制度を改正するものではない。</p>												
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）が平成29年3月31日に公布され、その一部が平成30年1月1日に施行された。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけのお医者さんなど身近な医療機関があり安心できる住み慣れた地域で暮らし続けることができる 福祉施設や専門の支援によって暮らしが支えられている 安心して子どもを生き育てることができる 困ったときなんでも気軽に相談できるところがある 子どもたちの未来に明るい希望がある </td> </tr> <tr> <td colspan="2">○その他の計画（該当する場合のみ）</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td>交野市 子ども・子育て支援事業計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>平成27年3月</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成27年度から平成31年度</td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけのお医者さんなど身近な医療機関があり安心できる住み慣れた地域で暮らし続けることができる 福祉施設や専門の支援によって暮らしが支えられている 安心して子どもを生き育てることができる 困ったときなんでも気軽に相談できるところがある 子どもたちの未来に明るい希望がある 	○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称	交野市 子ども・子育て支援事業計画	策定年度	平成27年3月	計画期間	平成27年度から平成31年度		
“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけのお医者さんなど身近な医療機関があり安心できる住み慣れた地域で暮らし続けることができる 福祉施設や専門の支援によって暮らしが支えられている 安心して子どもを生き育てることができる 困ったときなんでも気軽に相談できるところがある 子どもたちの未来に明るい希望がある 												
○その他の計画（該当する場合のみ）													
計画名称	交野市 子ども・子育て支援事業計画												
策定年度	平成27年3月												
計画期間	平成27年度から平成31年度												
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>													
	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>福祉部、健やか部</td> <td>障がい福祉課、子育て支援課</td> <td>有（新旧対照表）・無</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	福祉部、健やか部	障がい福祉課、子育て支援課	有 （新旧対照表）・無						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
福祉部、健やか部	障がい福祉課、子育て支援課	有 （新旧対照表）・無											

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）新旧対照表

新	旧
<p>(所得制限)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p>

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(所得の制限)</p> <p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年所得。以下同じ。）が、その者の<u>所得税法（昭和40年法律第33号）</u>に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(助成の開始)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年所得。以下同じ。）が、その者の<u>所得税法</u>に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(助成の開始)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。</p>